

- 薬局開設許可申請書
- 構造設備の概要（薬局、店舗販売業、卸売販売業用）
- 平面図（設備器具等がわかるもの）
 - ※施設が集合ビル内などにある場合はフロア全体図も必要
- 求積表
- 組織規定図又は業務分掌表<申請者が法人であるとき>
- 登記事項証明書<申請者が法人 であるとき>
 - ※発行してから 3 か月以内のもの
- 通常の営業日及び営業時間
- 従事者一覧（許可申請書用）
- 雇用証明書<薬事に関する実務に従事する資格者（薬剤師又は登録販売者 全員分）>
 - ※薬事に関する実務に従事する資格者が開設者又は法人の役員の場合は不要
- 薬事に関する実務に従事する資格者の資格を証明する書類（薬剤師免許証、販売従事登録証^{原本と写し}）
- 取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法
- 特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページの構成の概要を示した書類<特定販売を行う場合>
- 薬局の業務を行う体制の概要
- 他の薬局内の無菌調剤室を利用する場合は、無菌調剤室の共同利用に関して必要な事項を記載した契約書<^{原本と写し}>
- 放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類<放射性医薬品を取り扱おうとするとき>
- 薬局機能情報基本項目
- 添付書類省略
- ※ 次のいずれかの場合に該当し、登記事項証明書、診断書又は資格者の雇用関係書類（雇用証明書及び資格を証明する書類）の添付を省略する場合（ただし既に廃止している施設については除きます）
 - ・登記事項証明書をすでに小樽市保健所に提出している（同一開設者であり、かつ、現在と変更事項がないものに限る）
 - ・雇用関係書類をすでに小樽市保健所に提出している（同一開設者に限る）
- ※ 従来、許可の申請時及び役員変更の手続き時に添付書類として求めていた診断書及び疎明書については、申請者（申請者が法人の場合は薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り添付してください。